

手人

加婆彌等級
八色之姓

〔古事記傳 四十四〕他田宮（他、字、舊印本に池、他は袁佐と訓、書紀に譯語と書れたる意なり、推古紀に通事）もあり、又欽明紀、姓氏錄、和名抄、筑前、郷名などに、曰佐（あるは假字なり、但此も韓國より書）る字なるべし、さて此、曰字を、日（作）るは寫誤なり、さて袁佐（云は、或人韓語なりと云る、然も）あるべし、又他と書は、此も韓國よりのことか、將皇國にての事にて、隈を前、股を（俣と書類にや、其意知りたし、他國の語を通はす由かとも思へど、然にはあらじ、）

〔續日本紀 元正〕養老三年十一月戊寅、少初位下河内手人大足、賜不（不字、シモノカサ）下譯姓、

〔古事記 應神〕百濟國（中略）貢上手人、韓鍛名卓素、亦吳服西素二人也、

〔古事記傳 三十三〕手人は、諸本並人手と作れども、其は下上に寫誤れること決ければ、今改めつ、

師（賀茂、眞淵は人手と作るまゝ、又さる書に、氏毘登と訓、此の例に非ず、書紀雄略、卷に吉備、臣弟君、還自、）百濟、獻漢手人部衣縫部穴人部、また百濟所獻手末才伎、また西漢才伎、また百濟所獻今來才伎、

仁賢、卷に遣日鷹、吉士、使高麗、召巧手者、また日鷹、吉士、還自高麗、獻工匠須流、枳奴流、枳等、今倭國

山邊、郡額田、村、熟皮高麗、是其後也、など見ゆ、職員令內藏、寮、下に、典履二人、掌縫作靴履鞍具、乃檢

按百濟、手部、百濟、手部十人、掌雜縫作事、大藏、省、下にもかく見えたる、（共に事、字は、革の誤か、又、手、）

部も、氏毘登と訓べし、手人は、諸の物作る工を云稱なり、（今俗に職人、）內藏、寮、式に雜、作手造御櫛

手二人、夾纈手二人、薦纈手二人、暈纈手二人、造油、絶手二人、織席手一人、また染手五人などある

手も、みな手人の意なり、さて此は、韓鍛治と吳服とを指ていへり、

〔日本書紀 二十九〕十三年十月己卯朔、詔曰、更改諸氏之族姓、作八色之姓、以混天下萬姓、一曰真人、二

曰朝臣、三曰宿禰、四曰忌寸、五曰道師、六曰臣、七曰連、八曰稻置、

〔日本書紀 二十九〕十三年十一月庚午、日沒時、星隕、東方大如、盆、逮于戊、天文悉亂、以星隕如雨、

〔日本書紀 通證 三十四〕混天下萬姓之應也、

〔新撰姓氏錄 序〕真人、是皇別之上氏也、并集京畿、以爲一卷、附皇別首、